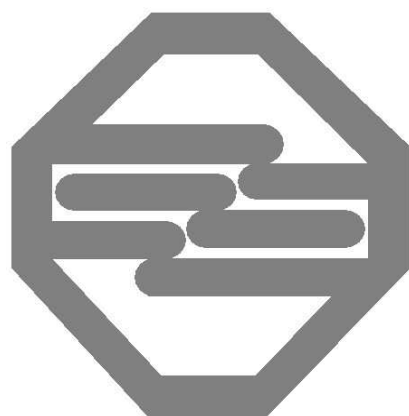


三島市土地利用事業に関する指導要綱関係集



令和6年4月

三 島 市

目 次

- 1 三島市土地利用事業に関する指導要綱-----2

- 2 三島市土地利用事業審査委員会の設置に関する細則-----18

- 3 三島市土地利用事業に関する指導要綱事務処理要領-----20

- 4 三島市土地利用事業に関する申請書等の標準作成要領-----25

三島市土地利用事業に関する指導要綱

昭和53年10月21日制定

(目的)

第1条 この要綱は、三島市の円滑な都市機能の発現及び良好な都市環境の形成を図るため、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、商業施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、医療施設、保養施設、墓園、駐車場、農業施設等の建設の目的で行う一団の土地の区画形質の変更及び土石の採取、捨土ごみ埋立、産業廃棄物による埋立等の目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業主 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文主又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益施設 市民の福祉の増進に必要な施設（公共施設を除く。）をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱の規定は、施行区域の面積が1,000平方メートル以上の土地利用事業（防災上必要があると認めるときは、1,000平方メートル未満のものを含む。）について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する同項の土地利用事業については、この要綱は適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業
- (3) その他市長が公益上必要と認める土地利用事業

3 第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可及び静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）に基づく承認を受けた土地利用事業にあつては、適用しな

い。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その土地利用事業の施行に当たっては、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、三島市及び静岡県が実施する土地利用事業に関する施策に協力しなければならない。

2 事業主は、その土地利用事業の実施に先立ち、利害関係者に対し、事業説明会の開催、事業の概要を記載した標識等により、当該土地利用事業の計画の周知を図らなければならない。

3 宅地の造成を目的とする土地利用事業を行う事業主は、建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の建築協定をいう。）を締結するよう努めなければならない。

(関連公共公益施設の整備)

第5条 事業主は、原則として、事業主の負担において、その土地利用事業の施行に関連して必要となる公共施設及び公益施設（以下「公共公益施設」という。）を適切な位置に計画するとともに、これを整備しなければならない。

2 事業主は市長が必要と認めた場合は、前項の規定により整備された公共公益施設を、無償で市に提供しなければならない。この場合において、当該公共公益施設の管理及びこれに要する経費の負担については、市長と事業主の協議によりこれを定めるものとする。

3 事業主は、公共公益施設（国、県又は市に移管するものを除く。）の管理について、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにするとともに、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他について支障のないように措置しなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

第6条 事業主は、その土地利用事業に関する計画を定めようとするときは、関係法令、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱及び三島市開発行為等許可基準（平成27年4月1日制定）に定める基準に適合するようにしなければならない。

2 事業主は、大場川流域の市街化調整区域内で5ヘクタール以上の土地利用事業を実施する場合は、静岡県が策定する大場川流域にかかる水防災計画に基づき、その土地利用事業に関する計画を定めなければならない。

(承認の申請)

第7条 土地利用事業を施行しようとする事業主は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、土地利用事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは当該承認に意見を付することができる。

2 事業主は、前項の規定により土地利用事業承認申請書を提出するときは、第4条第2項の規定による計画の周知の経過を記録した文書を添付しなければならない。

(事前協議)

第8条 次の各号のいずれかに該当する土地利用事業を施行しようとする事業主は、前条第1項に規定する承認の申請に先立ち、当該土地利用事業に関する計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の適用を受ける土地利用事業
- (2) 環境の保全上又は防災上必要があると市長が認めた土地利用事業

2 前項に規定する事前協議を行おうとする事業主は、土地利用事業事前協議申出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(承認の効力)

第9条 第7条第1項の承認は、事業主がその土地利用事業に関する工事(以下単に「工事」という。)に着手しないまま2年を経過したときは、その効力を失う。ただし、事業主の責めに帰することのできない特別の事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(地位の承継)

第10条 事業主は、第7条第1項の承認に係る土地利用事業について、事業主となる地位の承継をしようとするときは、あらかじめ、土地利用事業地位承継承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の承認を受けた事業主の相続人その他一般継承人は、被継承人が有していた地位を承継した場合は、土地利用事業地位承継届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 事業主は、当該工事完了前において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、土地利用事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 施行区域の位置及び面積
- (3) 工事設計内容

(工事の休廃止)

第12条 事業主が工事を1箇月以上休止し、又は廃止しようとするときは、土地利用事業工事休止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、原状回復に関する指示その他の必要な意見を付す

ることができる。

(届出)

第13条 事業主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）、名称又は住所を変更したとき。 土地利用事業名称等変更届出書（様式第7号）
 - (2) 工事施行者を変更したとき。 土地利用事業工事施行者変更届出書（様式第8号）
 - (3) 防災工事に着手したとき、又はその工事が完了したとき。 土地利用事業防災工事着手・完了届出書（様式第9号）
 - (4) 防災工事以外の工事に着手したとき、若しくはその工事が完了したとき、又は休止した工事を再開したとき。 土地利用事業工事着手・完了・再開届出書（様式第10号）
- (所有権の移転)

第14条 事業主は、第5条第2項前段の規定により公共公益施設を市に提供する場合は、当該工事完了後、速やかに、当該所有権の移転の登記に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第15条 事業主は、この要綱の施行のため市長が必要と認めたときは、工事の施工方法、防災工事の施工を確保するための措置、工事完了後の施設の管理、災害補償等について市長と協定を締結するものとする。

(調査)

第16条 事業主又は工事施行者は、その土地利用事業の対象となる土地その他の物件又は当該工事の状況について市長が行う調査に協力しなければならない。

(報告、指導等)

第17条 事業主又は工事施行者は、その土地利用事業に関し、市長から報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 事業主又は工事施行者は、その土地利用事業に関し、市長から指導又は助言を受けたときは、これに従わなければならない。
- 3 事業主は、前項の指導又は助言に基づいて必要な措置を講じたときは、土地利用事業是正報告書（様式第11号）により市長に報告するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めない事項については、市長と事業主との協議によりこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年11月1日から適用する。

- 2 開発行為に関する指導要綱（昭和44年1月）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際、既に三島市土地利用事業指導要綱（昭和53年10月21日）の規定に基づき、土地利用に関する承認申請書を提出した事業主に関する取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この要綱施行の日から6ヶ月を経過して日までに市長の承認が得られない事業については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、施行日以後の申請に係る土地利用事業等について適用し、施行日前の申請に係る土地利用事業等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条から第8まで、第14条及び第15条の規定は、施行日以後の申請に係る土地利用事業について適用し、施行日前の申請に係る土地利用事業については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日制定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

土地利用事業承認申請書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所 属
氏 名
(電話番号)

三島市土地利用事業に関する指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり土地利用事業の承認を申請します。

土地利用事業の目的	
施行区域の所在地	
施行区域の用途地域	
施行区域の地目	
施行区域の面積	m ²

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

土地利用事業事前協議申出書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所 属
氏 名
(電話番号)

三島市土地利用事業に関する指導要綱第8条第2項の規定により、次のとおり協議を申し出ます。

土地利用事業の目的	
施行予定区域の所在地	
施行予定区域の用途地域	
施行予定区域の地目	
施行予定区域の面積	m ²

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

土地利用事業地位承継承認申請書

三島市長

あて

（地位を譲り渡そうとする者）

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

（地位を譲り受けようとする者）

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所 属

氏 名

(電話番号)

三島市土地利用事業に関する指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり地位承継の承認を申請します。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
施行区域の所在地			
申請の理由			

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

土地利用事業地位承継届出書

三島市長

あて

（地位を承継した者）

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
（電話番号 ）

担当者 所 属

氏 名

（電話番号 ）

事業主の地位を承継したので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
施行区域の所在地			
旧事業主の住所			
旧事業主の氏名 又は名称			
承継の理由			

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

土地利用事業変更承認申請書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所属
氏名
(電話番号)

三島市土地利用事業に関する指導要綱第11条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
施行区域の所在地			
変更の理由			
工事の設計			

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

土地利用事業工事休止・廃止承認申請書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所属
氏名
(電話番号)

休止
事業に係る工事を廃止したいので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第12条の規定
により、次のとおり申請します。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
工事の休止又は 廃止予定年月日	年 月 日 [休止の場合]工事再開予定日 年 月 日		
工事を休止又は廃止 する区域の面積	m ²		
休止又は廃止の理由			
休止又は廃止に 伴う今後の措置			

(注) 工事を休止する区域又は廃止する区域を明示した平面図を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

土地利用事業名称等変更届出書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所属
氏名
(電話番号)

氏名

名称を変更したので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第13条の規定により、次の住所

とお届け出ます。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称	面積	m ²	
施行区域の所在地			
旧名称等			
変更した理由			

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

土地利用事業工事施行者変更届出書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所属
氏名
(電話番号)

工事施行者を変更したので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第13条の規定により、次のおり届け出ます。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
施行区域の所在地			
変更年月日	年 月 日		
旧工事施行者			
新工事施行者	住所		
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話番号)	
変更の理由			

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

土地利用事業防災工事着手・完了届出書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所属
氏名
(電話番号)

防災工事に着手
防災工事が完了したので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第13条の規定により、

次のとおり届け出ます。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称	面積	㎡	
施行区域の所在地			
防災工事の着手 ・完了年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了 (予定)		
沈砂池・調整池	沈砂池 基	調整池	基
その他の防災施設			
工事 施行 者	住 所		
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話番号)	
現場 管理 者	住 所		
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話番号)	

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

土地利用事業工事着手・完了・再開届出書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所 属
氏 名
(電話番号)

工事の着手

防災工事以外工事を完了したので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第13条の規定

工事を再開

により、次のとおり届け出ます。

既 承 認 年 月 日	年 月 日	第	号
事業の種別・名称		面 積	m ²
施行区域の所在地			
工事の着手・完了 ・再開年月日	年 月 日	着 手	
	年 月 日	完 了	(予定)
工事 施行者	住 所		
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話番号)	
現場 管理者	住 所		
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話番号)	

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

土 地 利 用 事 業 是 正 報 告 書

三島市長

あて

申請者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話番号)

担当者 所 属
氏 名
(電話番号)

必要な措置を講じたので、三島市土地利用事業に関する指導要綱第17条第3項の規定により、次のとおり報告します。

既承認年月日	年 月 日 第 号		
事業の種別・名称		面積	m ²
施行区域の所在地			
指示又は助言を受けた事項			
講じた措置			

○三島市土地利用事業審査委員会の設置に関する細則

昭和58年3月31日

制定

(設置)

第1条 三島市の円滑な都市機能の発現及び良好な都市環境の形成を図るため、三島市土地利用事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 施行区域の面積が1ヘクタール以上の土地利用事業に係る審査に関すること。
- (2) 住民の福祉及び自然環境の保全に著しく影響を及ぼすと認められる土地利用事業に係る審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会に、委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、土地利用事業担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、土地利用事業担当副市長以外の副市長、土地利用事業担当部長、三島市庁議の設置及び運営に関する規程(昭和48年三島市規程第1号)第3条第1項に規定する部長のうちから委員長が指名する者及び富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 土地利用事業担当副市長以外の副市長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に、第2条各号に掲げる事項以外の土地利用事業に係る審査に関する事項を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に、幹事長及び幹事を置く。
- 3 幹事長は、土地利用事業担当課長をもって充てる。
- 4 幹事は、三島市庁議の設置及び運営に関する規程第3条第2項に規定する課長のうちから委員長が指名する者及び富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

(幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会の会務を掌理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長又は幹事長は、必要があると認めるときは、関係人に対し、委員会又は幹事会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会に関する庶務は、土地利用事業担当課において処理する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この細則は、昭和58年4月1日から適用する。

2 三島市土地利用事業審査委員会細則(昭和53年10月21日)は、廃止する。

附 則

この細則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日制定)

この細則は、制定の日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日制定)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月25日制定)

この細則は、制定の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日制定)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日制定)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日制定)

この細則は、令和3年4月2日から施行する。

附 則(令和5年3月23日制定)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

三島市土地利用事業に関する指導要綱事務処理要領

1 要綱第3条第2項関係

適用しない範囲には、国又は地方公共団体の助成をうけて行う農業、林業又は漁業に係る事業及び市長が公益上必要と認める事業が含まれるものとする。

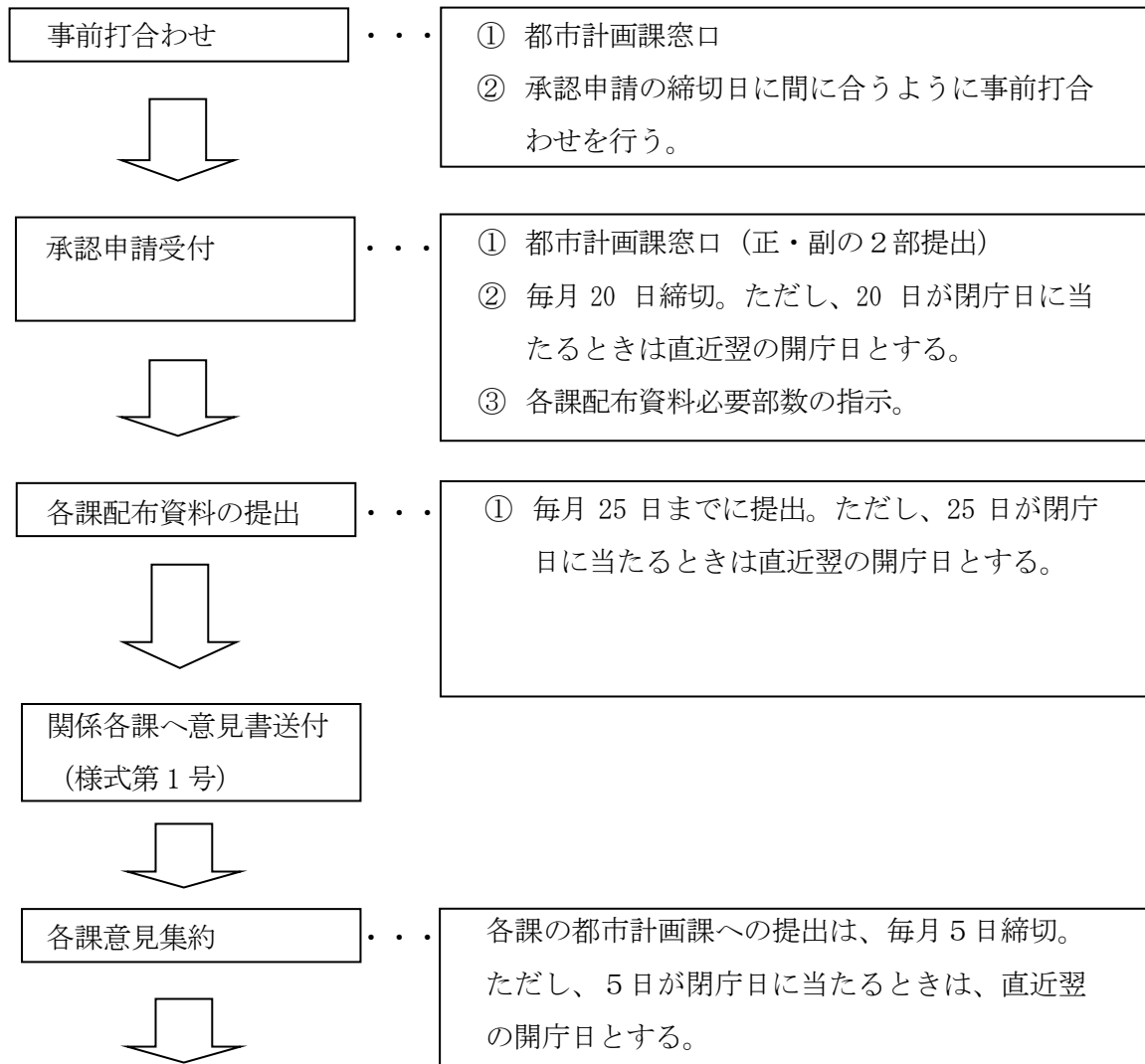
2 要綱第6条関係

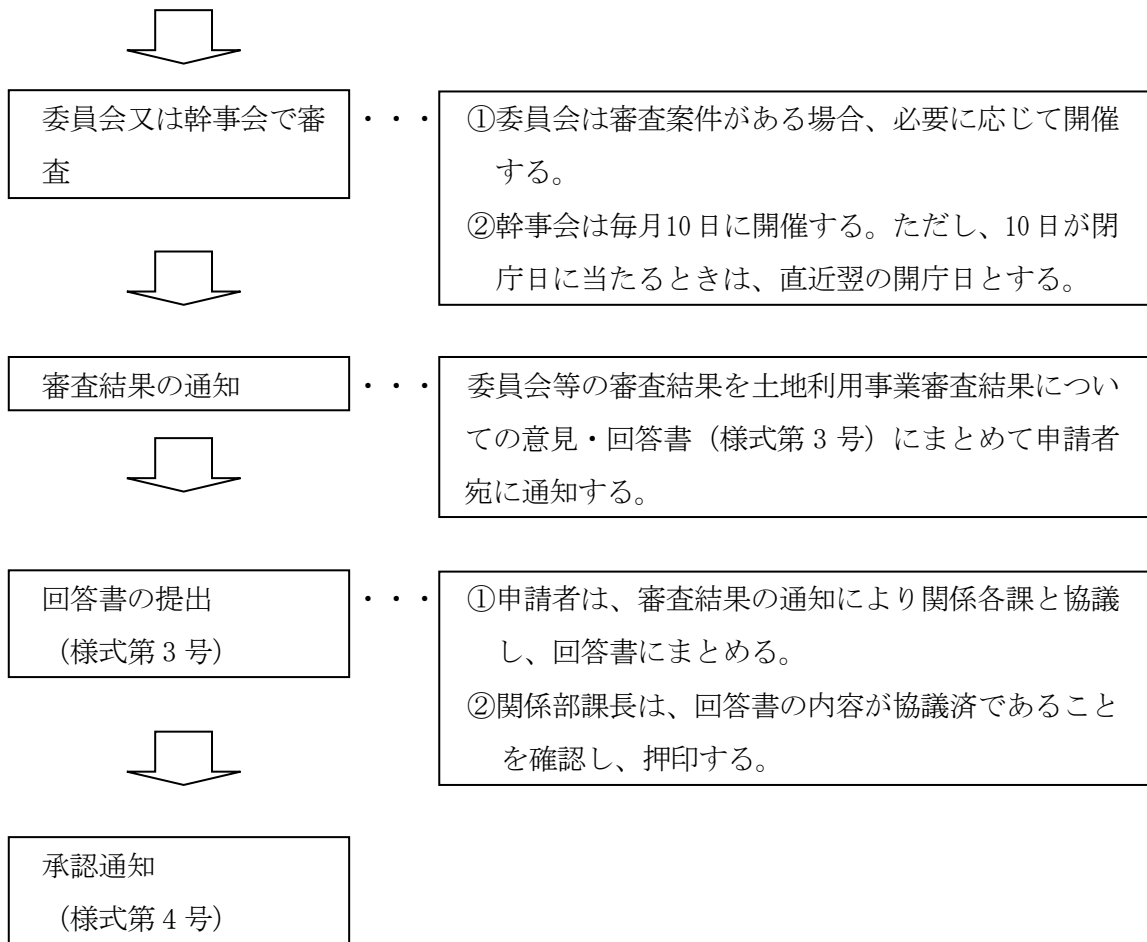
要綱第6条第2項に係る担当課は、次のとおりとする。

(1) 個別基準	担当課
大場川流域水防災計画	土木課

3 要綱第7条関係

(1) 承認申請書の受付から事業承認までの書類の流れは、次の順序で行うものとする。





(2) 承認申請に係る書類の専決区分は次のとおりとする。

施行区域の面積	回答書（様式第3号）	承認通知（様式第4号）
1ha 以上	部 長	市 長
0.3～1ha 未満	部 長	副 市 長
0.3ha 未満	課 長	部 長

様式第1号

年 月 日

意見書

土地利用事業幹事様
(都市計画課長)

土地利用事業幹事
(課長)

別冊土地利用事業に関する承認申請書(申請者)について、下記
のとおり提出します。

記

意見等	行政上の許可・認可事項
	幹事会での検討事項等

様式第2号

第 号
年 月 日

様

三島市長 印

三島市土地利用事業に係る審査結果について（通知）

三島市土地利用事業に関する指導要綱に基づく承認申請は、審査の結果下記のとおり意見がありましたので、各担当課と協議のうえ至急別添回答書を提出されるよう通知します。

記

1 意見並びに回答書

様式第4号

第 号
年 月 日

様

三島市長 印

土地利用事業に関する承認について（通知）

三島市土地利用事業に関する指導要綱に基づく貴殿承認申請について、審査の結果下記により承認する。

記

- 1 土地利用事業の目的
- 2 施行区域の所在地
- 3 施行区域の面積
- 4 承認に付した意見

三島市土地利用事業に関する申請書等の標準作成要領

三島市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、提出する申請書等の作成要領及び添付図書は次のとおりとします。

1 土地利用事業承認申請に係るものは次のとおり（第7条関係）

- (1) 土地利用事業承認申請書（様式第1号）
- (2) 土地利用調書（別記様式）
- (3) 事業計画書

ア 事業の目的及び効果

イ 事業概要

- ① 施設計画 地区内に建設する施設の概要、工期、工事の方法、防災対策等を記入し、将来計画がある場合は、全体計画も記入すること。

住宅地を目的とした事業は、分譲面積、区画数及び区画の最大、最小そして平均面積を記入すること。

工場、事務所、商業施設等については、生産品目、取扱品目等の数量を記入すること。

- ② 新旧土地利用の比較 新旧対比できるように、公共施設、公益施設、敷地内緑地又はその他により区分し、一覧表とすること。

道路については、幅員別延長及び面積を記入すること。

- ③ 排水計画 排水量、排水の種類、排水経路、施設の新設改良、調整池、問題点等を記入すること。

- ④ 上水道計画 市営水道、簡易水道の使用予定及び水量等を記入すること。

- ⑤ 下水道処理計画 排水量、処理方法、放流先等を記入すること。

- ⑥ 防災計画 工事中の安全対策等を記入すること。

- ⑦ 公害防止計画 騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の発生が考えられるものについては、具体的にその防止計画を記入する。また、工事の場合は、その生産品目、原材料、使用薬品等を明確に記入すること。

- ⑧ 消防水利設置計画 消火栓又は防火水槽の設置計画等を記入すること。

- ⑨ その他必要な計画 ①から⑨までに定める以外の、審査を要すると思われる事項について記入すること。

※ 都市計画法（昭和43年法律第100号に基づく開発行為の許可を要するものにあつては、当該許可申請の添付書類と同様なものを添付しても支障ありません。

ウ 資金計画

事業に必要な資金計画及びその調達方法を記入し、借入金については、借入予定先を記入すること。

(4) 申請者が法人にあつてはその定款及び法人登記簿謄本、個人にあつてはその住民票

(5) 土地登記簿謄本

(6) 添付図面

ア 位置図 (1/2, 500)

イ 公図写し

申請地及びその周辺の地番、面積、地目、所有者を記入し、申請区域を赤線で囲み、道路、水路等を色分けすること。

ウ 現況平面図 (1/200～1/500)

エ 計画平面図 (1/200～1/500)

オ 給・排水系統図 (1/200～1/2, 500)

カ 防災施設構造図

キ 道路標準横断面図

ク 造成計画平面図 (必要に応じて添付すること。)

ケ 造成計画断面図 (現況・計画を同一図面に記入すること。)

コ 擁壁等構造物の構造図

サ 求積図 (1/200～1/500)

(7) 現況写真

カラー写真とし、平面図に撮影位置を記入すること。(ポラロイド写真は、不可とする。)

(8) その他市長が必要と認める図書

※ 提出部数については、土地利用事業担当課の指示に従い、土地利用事業指導要綱に係る提出書類一覧表に基づき作成すること。

2 土地利用事業事前協議申出に係るものは次のとおり (第8条関係)

(1) 土地利用事業事前協議申出書 (様式第2号)

(2) 土地利用調書 (別記様式)

(3) 添付図書

ア 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の適用を受ける土地利用事業にあつては、その第12条事前協議申出書の添付図書を準用すること。

イ その他の土地利用事業にあつては、土地利用事業承認申請書作成要領を準用し、土地利用事業担当課の指示によるものとする。

(4) その他市長が必要と認める図書

3 土地利用事業地位承継承認申請に係るものは次のとおり（第10条関係）

- (1) 土地利用事業地位承継承認申請書（様式第3号）
- (2) 譲受人が法人にあってはその定款及び法人登記簿謄本、個人にあってはその住民票
- (3) 譲受人が土地に対する所有権その他土地利用事業に関する工事を施行する権利を取得したことの証明書
- (4) 土地利用事業に関する承認通知書の写し
- (5) 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- (6) 譲渡人が締結した協定書等の写し及び譲受人がその義務を承継する証明書
- (7) その他市長が必要と認める図書

4 土地利用事業地位承継届出に係るものは次のとおり（第10条関係）

- (1) 土地利用事業地位承継届出書（様式第4号）
- (2) 譲渡人が締結した協定書等の写し及び譲受人がその義務を承継する証明書
- (3) 譲受人が法人にあってはその定款及び法人登記簿謄本、個人にあってはその住民票
- (4) 土地利用事業に関する承認通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

5 土地利用事業変更承認申請に係るものは次のとおり（第11条関係）

- (1) 土地利用事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更に係る理由書
- (3) 変更箇所の対照表
- (4) 添付図面

承認図面の写しに、変更に係る内容を赤書で一葉にまとめること。ただし、図面が複雑になる場合は、承認図面の写しと対比できるよう、別葉にまとめること。

- (5) その他市長が必要と認める図書

6 土地利用事業工事休止・廃止承認申請に係るものは次のとおり（第12条関係）

- (1) 土地利用事業工事休止・廃止承認申請書（様式第6号）
- (2) 申請時における現況図
- (3) 工事を休止する区域又は廃止する区域を明示した平面図
- (4) 工事の休止又は廃止しようとする時点における現況写真

- (5) 工事の休止又は廃止に伴う公共施設の回復計画書
- (6) 工事の休止又は廃止に伴う防災工事計画書
- (7) その他市長が必要と認める図書

7 土地利用事業名称等変更届出に係るものは次のとおり（第12条関係）

- (1) 土地利用事業名称等変更届出書（様式第7号）
- (2) 申請者が法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつてはその住民票
- (3) その他市長が必要と認める図書

8 土地利用事業工事施行者変更届出に係るものは次のとおり（第13条関係）

- (1) 土地利用事業工事施行者変更届出書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める図書

9 土地利用事業防災工事着手・完了届出に係るものは次のとおり（第13条関係）

- (1) 土地利用事業防災工事着手・完了届出書（様式第9号）
- (2) 土地利用事業に関する承認通知書の写し
- (3) 土地利用事業に係る審査結果についての意見等に対する回答書の写し
- (4) その他市長が必要と認める図書

ア 着手届出書

- ① 防災工事に関する工程表（本工事着手予定年月日を記載すること。）
- ② 法令に基づく許可、認可等の写し

イ 完了届出書

- ① 造成計画平面図及び防災施設構造図
- ② 法令に基づく許可、認可等の写し
- ③ 防災上の維持管理計画書（維持管理者名を明記すること。）
- ④ 調整池、沈砂池その他防災施設の出来形を記載した図書（承認を受けた時の図書に設計と出来形を対照したもの。）
- ⑤ 防災工事の完成写真及び施工中の状況写真

10 土地利用事業工事着手・完了・再開届出に係るものは次のとおり（第13条関係）

- (1) 土地利用事業工事着手・完了・再開届出書（様式第10号）
- (2) 土地利用事業に関する承認通知書の写し
- (3) 土地利用事業に係る審査結果についての意見等に対する回答書の写し

(4) その他市長が必要と認める図書

ア 着手届出書

- ① 工事に関する工程表（防災工事と併行する場合は、防災工事に関する工程表を含む。）
- ② 法令に基づく許可、認可等の写し
- ③ 防災工事完成写真（防災工事と併行する場合、防災施設が機能発揮することが確認できる写真、図書等。）
- ④ 防災工事と併行する場合は、その理由書

イ 完了届出書

- ① 造成計画平面図及び防災施設構造図
- ② 法令に基づく許可、認可等の一覧表
- ③ 調整池、沈砂池その他防災施設の出来形を記載した図書（承認を受けた時の図書に設計と出来形を対照したもの。）
- ④ 工事の完成写真及び施工中の状況写真

ウ 再開届出書

- ① 工事に関する工程表
- ② 法令に基づく許可、認可等の写し

11 土地利用事業是正報告に係るものは次のとおり（第17条関係）

- (1) 土地利用事業是正報告書（様式第11号）
- (2) 是正箇所の位置図
- (3) 是正前後の写真

(別記様式)

土 地 利 用 調 書

施行する土地 の所在	台帳 地目	現況 地目	台帳面積 (実測面積)	所有者名	取得(承諾) 年月日	摘 要
計	田					
	畑					
	山林					
	宅地					
	その他					
	計					

(注) 賃貸する場合は、「摘要」欄に記入すること。

土地利用事業指導要綱に係る提出書類一覧表

番号	担当課	提出書															
		関する承認申請書	土地利用調書	事業計画書	関係団体等の協定書・経過書	土地登記簿謄本	位置図	公図写	現況平面図	計画平面図	給・排水系統図	防災施設構造図	道路標準横断面図	縦横断面図	工作物構造図	求積図	現況写真
1	環境政策課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
2	廃棄物対策課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
3	地域協働・安全課	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
4	こども未来課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
5	こども保育課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
6	発達支援課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
7	障がい福祉課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
8	長寿政策課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
9	介護保険課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
10	公共財産保全課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
11	政策企画課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
12	危機管理課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
13	農と食のまちづくり課 農業委員会事務局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
14	商工観光まちづくり課	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
15	住宅政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	みどり水のまちづくり課	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○
17	企業立地推進課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
18	都市整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
19	土木課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	水道課	○	○	○	○		○	○	○	○	○						○
21	下水道課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
22	教育総務課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
23	学校教育課	○	○	○	○		○	○	○	○							○
24	文化財課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
25	三島消防署	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○
26	都市計画課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※上記に定める担当課以外に、書類を提出して頂く場合があります。